

四街道市公告第132号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により、地域計画を変更したので、同法第19条第8項の規定により地域計画を公告する。

なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月23日

四街道市長 鈴木 陽介



1 縦覧に供する書類の名称

- ・地域計画 （四街道北部地区、四街道南部地区）
- ・地域計画別紙（四街道北部地区、四街道南部地区）
- ・目標地図 （四街道北部地区、四街道南部地区）

2 縦覧場所

- ・四街道市役所地域共創部産業振興課
- ・市ホームページ